

労働安全衛生法第 109 条から第 115 条の 2 の逐条解説

大藪 俊志 佛教大学社会学部公共政策学科・教授
近藤 龍志 労働基準監督官

1. 第 109 条

1. 1 条文

（地方公共団体との連携）

第百九条 国は、労働災害の防止のための施策を進めるに当たっては、地方公共団体の立場を尊重し、これと密接に連絡し、その理解と協力を求めなければならない。

1. 2 趣旨・内容

1. 2. 1 趣旨

法第 109 条では、労働災害防止の施策に関する国と地方公共団体との連携について、国のとるべき基本姿勢を規定している¹。

1. 2. 2 内容

労働災害の防止に関する施策は一義的に国の役割として総合的・計画的に取り組まれるべきものであるが、地方公共団体においても地域に暮らす住民である労働者の安全と健康の確保、福祉の向上等の観点から労働災害の防止に配慮した施策を展開する必要がある。また、都市型産業災害（Urban Industrial Disasters）²のように地域住民に広く被害を及ぼす場合などでは、労働災害防止対策と地方公共団体の災害防止対策が密接な関連を持つことになる³。

そのため法第 109 条では、国が労働災害を防止するための施策を推進するに当たり、地域の実情を踏まえたうえで地方公共団体の立場を積極的に理解し十分配慮することを要請

¹ 労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール⑩ 改訂 2 版』（労務行政、2021 年（令和 3 年））837～838 頁。労働調査会出版局編『労働安全衛生法の詳解 - 労働安全衛生法の逐条解説 - 改訂第 5 版』（労働調査会、2020 年（令和 2 年））1030～1031 頁。

² 都市型産業災害とは都市型災害（urban disasters）と産業災害（industrial disasters）の両方の特色を有するものであり、「市街地の拡大と人口の高密度化に伴い、人口密集地またはその近傍で発生することで影響が際だって大きく出る災害であり、加えて一時原因が産業設備にあるもの」が都市型産業災害と定義される（日本リスク研究会編『【増補改訂版】リスク学辞典』（阪急コミュニケーションズ、2006 年（平成 18 年））105～106 頁）。

³ 労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））837～838 頁。尾添博『改訂第 2 版 楽に読める安衛法 概要と解説』（労働新聞社、2019 年（令和元年））355 頁。労働調査会出版局編前掲書（2020 年（令和 2 年））1030～1031 頁。

する規定を設けている⁴。

国と地方公共団体との連携の例として、建設工事関係者連絡会議があげられる。これは、建設業において工事を施工する建設事業者だけではなく発注機関が工事の安全衛生により配慮した発注条件で発注を行うことや、発注者、施工者、労働災害防止行政関係者が緊密に連携して労働災害防止対策を進めていくために、国の発注機関や都道府県、市町村等の地方公共団体の公共工事担当部署を含め、都道府県を単位として建設工事関係者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、建設工事における労働災害の減少を図るものである⁵。

連絡会議の事務局は都道府県労働局が担うこととされている。また、都道府県単位の連絡会議のほか、必要に応じて労働基準監督署の管轄等の単位での連絡会議の設置も行われる。また、石油コンビナート（原料・燃料・工場施設等を一カ所に集めて、関係企業の生産効率の向上を図った工業地帯）等に係る災害防止に関し、都道府県労働局や労働基準監督署において、石油コンビナート等防災本部及び幹事会への参画、県・防災本部の主催する防災訓練への参加等、防災本部の取組みを通じて関係機関との連携を図っている⁶ほか、建設業附属寄宿舎において防火対策等がとられていないものについて消防機関に通報することとされている⁷など、消防機関との連携は比較的とられているようである。

地方公務員の労働基準監督機関である地方公共団体の人事委員会等について、上記のような関係機関との会議などの連携の例は確認できなかった。（なお、都道府県労働委員会に対しては、個別労働紛争解決制度機関や集団的労使紛争の調整機関として、都道府県労働局や中央労働委員会と情報交換や研修などが行われている⁸。）

2. 第 110 条

2. 1 条文

（許可等の条件）

第百十条 この法律の規定による許可、免許、指定又は登録（第五十四条の三第一項〔*検査業者となろうとする者は、所定の検査業者名簿に所定事項の登録を受けねばならない旨の定め〕又は第八十四条第一項〔*労働安全・衛生コンサルタント試験合格者は、所定

⁴ 労務行政研究所前掲編著（2021年（令和3年））837～838頁。労働調査会出版局編前掲書（2020年（令和2年））1030～1031頁。

⁵ 平成26年4月11日基安発0411第1号「建設工事関係者連絡会議の設置について」

⁶ 令和2年度石油コンビナート等災害防止3省連絡会議（第2回）

（https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16/r02_konbunato_kagi.html 最終アクセス令和3年9月15日）

⁷ 平成13年5月11日基発第441号「建設業附属寄宿舎における労働基準法等関係法令の遵守の徹底について」

⁸ 村田毅之「紛争調整委員会による個別労働紛争のあっせんの現状と課題」（『日本労働研究雑誌』2021年6月号62頁）、道幸哲也「労働委員会制度の直面する課題」（前掲書75頁）。

事項を厚生労働省に備える名簿に登録して初めて同コンサルタントとなることができる旨の定め)の規定による登録に限る。次項において同じ。)には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該許可、免許、指定又は登録に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該許可、免許、指定又は登録を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

2. 2 趣旨・内容

2. 2. 1 趣旨

法第 110 条は、労働安全衛生法の規定に基づく許認可等の行政処分に関し、必要最小限の条件を付すことができることを定めたものである⁹。

許可、免許、指定又は登録などの処分は、一般に国民に対して一定の利益を付与するものと解されるが、この行政処分に関しては、目的の範囲内において一定の条件を付することが適正な行政運用と行政自身の恣意的な裁量を抑制することに資するため、法第 110 条においてその趣旨を明確化している¹⁰。

2. 2. 2 内容

法第 110 条第 1 項の「この法律の規定による許可」としては、特定機械等についての製造の許可(法第 37 条第 1 項)、ジクロロベンジジン等の労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある有害物についての製造の許可(法第 56 条第 1 項)があり、また、「免許」に関しては、衛生管理者の免許(法第 12 条第 1 項)、作業主任者の免許(法第 14 条)、就業制限業務に係る免許(法第 61 条第 1 項)がある¹¹。このほか「指定」に関しては、指定試験機関等の指定(法第 75 条の 2 第 1 項、第 83 条の 2、第 85 条の 2)があり、「登録」には、検査業者、コンサルタント名簿の登録(法第 54 条の 3 第 1 項)がある¹²。

なお、法第 110 条が規定する「条件」とは行政処分の附款としての条件と解され、許認可等の法効果について法律で規定された事項以外の内容を付加したものを指す¹³。実務上広範に用いられる附款は、二者択一(許認可等の処分を行うか、拒否処分を行うか)的な硬直性を緩和し、あるいは行政庁が取り得る措置を予告するなど、状況に応じた適切な処

⁹ 労務行政研究所前掲編著(2021年(令和3年))838～839頁。労働調査会出版局編前掲書(2020年(令和2年))1032頁。

¹⁰ 労務行政研究所前掲編著(2021年(令和3年))839頁。尾添前掲書(2019年(令和元年))364～365頁。労働調査会出版局編前掲書(2020年(令和2年))1032頁。

¹¹ 労働調査会出版局編前掲書(2020年(令和2年))1032頁。

¹² 労働調査会出版局編前掲書(2020年(令和2年))1032頁。

¹³ 労働調査会出版局編前掲書(2020年(令和2年))1032頁。宇賀克也『行政法概説 I 行政法総論【第6版】』(有斐閣、2017年(平成29年))98～100頁。

分を可能にすることを目的としている¹⁴。この法第 110 条が規定する「条件」に関しては、必要最小限なものに限り、かつ、不当な義務を課してはならないこととされている¹⁵。

3. 第 111 条

3. 1 条文

(審査請求)

第百十一条 第三十八条 (*特定機械等の安全確保のため、製造すること自体についての許可制度〔法第 37 条〕とは別に、既に製造・輸入された機械等が構造規格に適合しているか否か等に関する検査¹⁶の実施を求めた規定)の検査、性能検査、個別検定又は型式検定の結果についての処分については、審査請求をすることができない。

2 指定試験機関が行う試験事務に係る処分若しくはその不作為、指定コンサルタント試験機関が行うコンサルタント試験事務に係る処分若しくはその不作為又は指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくはその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項(*処分庁の上級行政庁等は、必要に応じ処分の執行を停止できる旨の定め)及び第三項(*処分庁の上級行政庁等以外の審査庁も、必要に応じ一定範囲で処分の執行を停止できる旨の定め)、第四十六条第一項(*処分にかかる審査請求に理由がある場合、審査庁は裁決で当該処分を取り消すこととなるが、審査庁が上級行政庁等でない場合、当該処分の変更はできない旨の定め)及び第二項(*審査庁が申請却下・棄却の処分を取り消す場合、審査庁が処分庁の上級行政庁である場合、当該処分庁に当該処分をすべき旨を命じる旨等の定め)、第四十七条(*事実上の行為にかか

¹⁴ 宇賀前掲書(2017年(平成29年))98~100頁。

¹⁵ 尾添前掲書(2019年(令和元年))364~365頁。種別として、条件、期限、負担、撤回権の留保などがあるが、法令上は単に条件と呼ばれることが多い(高橋和之・伊藤眞・小早川光郎・能見善久・山口厚編集代表『法律学小辞典第5版』(有斐閣、2016年(平成28年)1124頁)。

¹⁶ 法第 38 条第 1 項、第 2 項が定める都道府県労働局長等が行う製造時等検査には、

①製造時検査(製造の際や直後の構造規格適合性を重視する検査)、

②輸入時検査、

③所定期間(ボイラー等につき原則1年。移動式クレーンにつき原則2年)にわたり設置(定置式の特定機械等の据付及び使用)されなかったものの設置時検査(性格的に使用開始時検査に近く、休止後再開検査などとは異なる)、

④使用(移動式の特定機械等の利用)廃止後の再設置・再使用時検査(同前)、
の4つがある。

同条第 3 項は、特定機械等の設置とそれ以後の検査を定めており、これには、

①設置(落成)時検査

②所定の主要部分の変更時検査、

③休止後(：報告を提出して使用休止し、検査証の有効期間を徒過後)再開検査、
の3つがある。

る審査請求に理由がある場合、審査庁は、裁決で当該行為を違法や不当と宣言し、当該処分庁にその撤廃や変更を命じることとなるが、審査庁が処分庁の上級行政庁でない場合、変更を命じることができない旨の定め）並びに第四十九条第三項（*不作為にかかる審査請求に理由がある場合、審査庁は、裁決で、その違法や不当を宣言することとなるが、審査庁が処分庁の上級行政庁である場合、当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨命じる旨の定め）の規定の適用については、指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関の上級行政庁とみなす。

3. 2 趣旨・内容

3. 2. 1 趣旨

法第 111 条は、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、免許試験等の結果に基づき行われる適否の処分に関し、高度に専門的・技術的な結果に基づく処分の性格からみて行政不服審査法による審査請求はできないこととし、また、指定試験機関が行う試験事務に関する処分等については、事案の重要性に鑑みて厚生労働大臣に対し審査請求をできることとしている¹⁷。

3. 2. 2 内容

行政不服申立て制度は、行政過程の中に組み込まれた事後救済手続であり、国民が行政庁による公権力の行使につき行政機関に対して不服を申し立てる手続である¹⁸。行政不服審査法（行審法）が規定する不服申立手続の種類は審査請求、再調査の請求、再審査請求であるが、このうち原則となるのが審査請求である¹⁹。

審査請求の対象となるものは行政庁の処分又は不作為であるが、処分又は不作為であっても行審法の適用除外とされるものがある²⁰。この点、行審法第 7 条第 1 項第 11 号では「専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分」については審査請求を行う

¹⁷ 労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））839～840 頁。労働調査会出版局編前掲書（2020 年（令和 2 年））1033～1035 頁。

¹⁸ 櫻井敬子・橋本博之『行政法〔第 6 版〕』（弘文堂、2019 年（令和元年））229 頁。

¹⁹ 櫻井・橋本前掲書（2019 年（令和元年））231 頁。

²⁰ 行政不服審査法の適用除外とされる処分又は不作為の分類は以下の通りである。①特別な機関により特別な手続で行われる処分（国会や裁判所によって行われる処分など：行審法第 7 条第 1 項第 1 号～第 4 号）、②行審法が定める審査請求よりも慎重な手続で行われる処分（犯則調査において行われる処分など：行審法第 7 条第 1 項第 5 号～第 7 号）、③処分の性質に照らして行審法を適用することが適当でないとしたもの（学校、刑務所等における処分、外国人の出入国に関する処分など：行審法第 7 条第 1 項第 8 号～第 11 号）、④既に審査庁の判断が示されており、再度審査庁の判断を求める意義に乏しいもの（行審法に基づく処分：行審法第 7 条第 1 項第 12 号）、⑤国の機関又は地方公共団体等に対する処分で、これらの機関等が固有の資格において当該処分の相手方となるもの及びその不作為（行審法第 7 条第 2 項）（中原茂樹『基本行政法第 3 版』（日本評論社、2018 年（平成 30 年））244～245 頁）。

ことができないとしており、この規定に相応する形で法第 111 条第 1 項では製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、免許試験の結果についての処分に関しては審査請求をすることができないことと規定している²¹。検査や検定などの結果に基づき行われる適否の処分は高度な専門的・技術的な実測・試験などの結果に基づく客観的な判定であり、行政不服申立てを認めた場合においても同様の結果になることが予想されるため、労働安全衛生法では明文の規定により行政不服審査の適用を除外している²²。

これに対し、指定試験機関及び指定コンサルタント試験機関が行う試験事務に係る処分若しくは不作為、指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくは不作為に関しては、これらの機関が行政庁ではないため、これらの機関に試験事務や登録事務を委託した厚生労働大臣に審査請求を行うことができる²³。

なお、検査や検定、免許試験の結果に関する処分に関し、行政事件訴訟法に基づく行政訴訟を提起することは妨げられない²⁴。

4. 第 112 条

4. 1 条文

(手数料)

第百十二条 次の者は、政令で定めるところにより、手数料を国（指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者にあつては指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする者にあつては指定登録機関）に納付しなければならない。

一 免許を受けようとする者

一の二 第十四条（*事業者は、所定の危険有害作業については、都道府県労働局長の免許や登録を受けた者が行う技能講習修了者から作業主任者を選任して、所定の業務を行わせるべき旨の定め）、第六十一条第一項（*事業者は、クレーン運転等の危険有害業務＝就業制限業務については、都道府県労働局長による免許や登録を受けた者が行う技能講習修了者等以外を就業させてはならない旨の定め）又は第七十五条第三項（*都

²¹ 労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））840～841 頁。尾添前掲書（2019 年（令和元年））365～366 頁。労働調査会出版局編前掲書（2020 年（令和 2 年））1033～1035 頁。

²² 労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））840～841 頁。木村大樹『実務解説 労働安全衛生法』（経営書院、2013 年（平成 25 年））381 頁。尾添前掲書（2019 年（令和元年））365～366 頁。労働調査会出版局編前掲書（2020 年（令和 2 年））1033～1035 頁。

²³ 木村前掲書（2013 年（平成 25 年））381 頁。尾添前掲書（2019 年（令和元年））365～366 頁。

²⁴ 労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））841 頁。労働調査会出版局編前掲書（2020 年（令和 2 年））1033～1035 頁。

道府県労働局長は、その登録を受けた者が行う教習を修了してから間もない等の資格者につき、免許試験の学科試験や実技試験の〔一部〕を免除できる旨の定め)の登録の更新を受けようとする者

二 技能講習(登録教習機関が行うものを除く。)を受けようとする者

三 第三十七条第一項(*ボイラー、クレーン等の特定機械等〔特に危険な作業を要する機械等のうち所定のもの〕の製造に際して都道府県労働局長の許可を要する旨の定め)の許可を受けようとする者

四 第三十八条(*前条の条文に付した注釈を参照のこと)の検査(登録製造時等検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者

四の二 第三十八条第一項(*ボイラー、クレーン等の特定機械等を製造輸入等した者は、検査対象により都道府県労働局長又は厚生労働大臣により登録を受けた登録製造時等検査機関による製造時等検査を受けるべき旨の定め)、第四十一条第二項(*都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関による検査に合格した特定機械等に交付される検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、厚生労働大臣の登録を受けた登録性能検査機関の性能検査を受けるべき旨の定め)、第四十四条第一項²⁵若しくは第四十四条の二第一項²⁶の登録又はその更新を受けようとする者

五 検査証の再交付又は書替え(登録製造時等検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者

六 性能検査(登録性能検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者

七 個別検定(登録個別検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

七の二 型式検定(登録型式検定機関が行うものを除く。)を受けようとする者

八 第五十六条第一項(*強い有害性を持つ物質の製造には許可を要する旨の定め)の

²⁵ 第 44 条は、特定機械等以外の機械等であって、小型ボイラーのように、溶接など工作上の適否について個別に検定を行う必要のある機械について、製造者又は輸入者が個別検定を受けなければならない、これに合格したものだけに付すことのできる個別検定合格標章のない当該機械等を使用してはならないこと等を定めた規定。

第 1 項は、その検定は、厚生労働大臣の登録を受けた登録個別検定機関によるべき旨を定めている。

²⁶ 第 44 条の 2 は、

①プレス機械の安全装置のように同型のものが大量に生産され、サンプルについて検定を行えば安全性が確認できるものや、

②保護帽のように検定(破壊試験)を行うことにより検定現品が破損し、又はその性能が劣化する等個別に安全性を確認できないものについて、

その製品の型式(機械等の種類、形状、性能等の組み合わせにおいて、共通の安全性能を持つ 1 つのグループ)について、製造者又は輸入者が型式検定を受けなければならない、これに合格したものだけに付すことのできる型式検定合格標章のない当該機械等を使用してはならないこと等を定めた規定である。

第 1 項は、その検定は、厚生労働大臣の登録を受けた登録型式検定機関によるべき旨を定めている。

許可を受けようとする者

九 第七十二条第一項（衛生管理者、作業主任者、クレーン運転等の就業制限業務従事者に求められる免許は、所定の免許試験合格者等に交付して行う旨の定め）の免許証の再交付又は書替えを受けようとする者

十 免許の有効期間の更新を受けようとする者

十一 免許試験を受けようとする者

十二 労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者

十三 第八十四条第一項（*労働安全・衛生コンサルタント試験合格者は、所定事項を厚生労働省に備える名簿に登録して初めて同コンサルタントとなることができる旨の定め）の登録を受けようとする者

2 前項の規定により指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関に納められた手数料は、それぞれ、指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関の収入とする。

4. 2 趣旨・内容

4. 2. 1 趣旨

法第 112 条では、労働安全衛生法の規定に基づき免許、許可、検査等を受けようとする者に対し、政令で定める金額を手数料として納付しなければならないことを定めている²⁷。

4. 2. 2 内容

以下の者は、労働安全衛生法関係手数料令（手数料令）で定める手数料を、申請書又は申込書に手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ること（電子情報処理組織を使用する場合には現金。指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関に納付する場合には試験事務規程などの定め）により、国（指定試験機関が行う免許試験を受けようとする場合には指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする場合には指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする場合には指定登録機関）に納付しなければならない²⁸。

①免許を受けようとする者

②作業主任者、就業制限業務従事者の資格要件である技能講習を行う機関としての登録又は教習機関としての登録の更新を受けようとする者

²⁷ 労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））841～843 頁。労働調査会出版局編前掲書（2020 年（令和 2 年））1035～1041 頁。

²⁸ 木村前掲書（2013 年（平成 25 年））382～383 頁。尾添前掲書（2019 年（令和元年））367～368 頁。

- ③技能講習（登録教習機関が行うものを除く）を受けようとする者
- ④特定機械等の製造の許可を受けようとする者
- ⑤製造時等検査（登録製造時等検査機関が行うものを除く）を受けようとする者
- ⑥登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関若しくは登録型式検定機関の登録又は更新を受けようとする者
- ⑦検査証の再交付又は書換え（登録製造時等検査機関が行うものを除く）を受けようとする者
- ⑧性能検査（登録性能検査機関が行うものを除く）を受けようとする者
- ⑨個別検定（登録個別検定機関が行うものを除く）を受けようとする者
- ⑩型式検定（登録型式検定機関が行うものを除く）を受けようとする者
- ⑪有害物質の製造の許可を受けようとする者
- ⑫免許証の再交付又は書換えを受けようとする者
- ⑬免許の有効期間の更新を受けようとする者
- ⑭労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者
- ⑮労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの登録を受けようとする者

以上の場合に、指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関に納められた手数料は、それぞれ指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関の収入となる²⁹。

他の立法例では法律で金額を定めているものや法律に最高限度額を規定し具体的な金額を政令に委任する場合もあるが、労働安全衛生法では手数料の納付対象が非常に多く極めて複雑なものになっているため、政令に全てを委任することとしている³⁰。

また、「手数料」とは国若しくは地方公共団体又はこれらの指定機関が他人のために行う公の役務に対しその報償として徴収する料金のことを指すものであり、法令上の根拠なく無制限に徴収することは許されない。

なお、手数料は納付された後は返還されない（法第 112 条、手数料令第 7 条）。

5. 第 112 条の 2

5. 1 条文

(公示)

第百十二条の二 厚生労働大臣は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならない。

一 第三十八条第一項（*第 38 条については、法第 111 条の条文に付した注釈を参照の

²⁹ 木村前掲書（2013 年（平成 25 年））382～383 頁。

³⁰ 労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））843 頁。労働調査会出版局編前掲書（2020 年（令和 2 年））1035～1041 頁。

こと。第 1 項は、ボイラー、クレーン等の特定機械等を製造輸入した者は、検査対象により登録製造時等検査機関による製造時等検査を受けるべき旨の定め)、第四十一条第二項 (*都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関による検査に合格した特定機械等に交付される検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、厚生労働大臣の登録を受けた登録性能検査機関の性能検査を受けるべき旨の定め)、第四十四条第一項 (*法第 112 条の条文に付した注釈を参照のこと) 又は第四十四条の二第一項 (*法第 112 条の条文に付した注釈を参照のこと) の規定による登録をしたとき。

二 第四十四条の四 (*合格認定後に基準不適合が判明した場合等に、厚生労働大臣が型式検定合格証を失効させられる旨の定め) の規定により型式検定合格証の効力を失わせたとき。

三 第四十七条の二 (*登録製造時等検査機関が登録簿に記載すべき法第 46 条第 4 項所定の事項のうち、氏名・名称や代表者氏名を変更する場合、厚生労働大臣に届け出るべき旨の定め) 又は第四十九条 (第五十三条の三から第五十四条の二までにおいてこれらの規定を準用する場合を含む。)(*登録製造時等検査機関が当該検査を休廃止する場合、予め厚生労働大臣に届け出るべき旨の定め) の規定による届出があつたとき。

四 第五十三条第一項 (第五十三条の三から第五十四条の二までにおいて準用する場合を含む。)(*登録製造時等検査機関が一定の事由〔所定の欠格事由等〕に該当した場合に、厚生労働大臣が登録取り消し又は一定期間業務停止を命じ得る旨の定め) の規定により登録を取り消し、又は製造時等検査、性能検査、個別検定若しくは型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 第五十三条第二項 (第五十三条の三から第五十四条の二までにおいて準用する場合を含む。)(*外国登録製造時等検査機関が一定の事由〔所定の欠格事由等〕に該当した場合に、厚生労働大臣が登録取り消しを命じ得る旨の定め) の規定により登録を取り消したとき。

六 第五十三条の二 (第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。)(*登録製造時等検査機関の登録を受ける者がいない、休廃止の届出、登録取消し、業務停止命令等により、業務が困難な場合等で必要な場合には、都道府県労働局長が自ら行い得る旨の定め) の規定により都道府県労働局長、労働基準監督署長若しくは厚生労働大臣が製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定若しくは技能講習の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は都道府県労働局長、労働基準監督署長若しくは厚生労働大臣が自ら行っていた製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定若しくは技能講習の業務の全部若しくは一部を行わないものとするとき。

七 第七十五条の二第一項 (*厚生労働大臣は、指定試験機関に法第 75 条所定の免許試験の実施に関する事務〔試験事務〕を委託できる旨の定め)、第八十三条の二 (*厚生労働大臣は、指定コンサルタント試験機関に労働安全・衛生コンサルタント試験の事務

〔試験事務〕を委託できる旨の定め)又は第八十五条の二第一項(*厚生労働大臣は、指定登録機関にコンサルタントの登録にかかる事務〔登録事務〕を委託できる旨の定め)の規定による指定をしたとき。

八 第七十五条の十(第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。)(*指定試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務を休廃止できない旨の定め)の許可をしたとき。

九 第七十五条の十一第一項(第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。)(*所定の事由に該当する場合の厚生労働大臣による指定試験機関の必要的取消しの定め)の規定による取消しをしたとき。

十 第七十五条の十一第二項(第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。)(*所定の事由に該当する場合の厚生労働大臣による指定試験機関の裁量的取消しの定め)の規定により指定を取り消し、又は試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部若しくは一部若しくは登録事務の停止を命じたとき。

十一 第七十五条の十二第一項(第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)(*指定試験機関が許可を受けて試験事務を休廃止したとき、試験事務の停止を命じた等により、業務が困難な場合等で必要な場合には、都道府県労働局長が自ら行い得る旨の定め)の規定により都道府県労働局長若しくは厚生労働大臣が試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部若しくは一部若しくは登録事務を自ら行うものとするとき、又は同項の規定により都道府県労働局長若しくは厚生労働大臣が自ら行っていた試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部若しくは一部若しくは登録事務を行わないものとするとき。

2 都道府県労働局長は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

一 第十四条(*事業者は、所定の危険有害作業については、都道府県労働局長の免許や登録を受けた者が行う技能講習修了者から作業主任者を選任して、所定の業務を行わせるべき旨の定め)、第六十一条第一項(*事業者は、クレーン運転等の危険有害業務＝就業制限業務については、都道府県労働局長による免許や登録を受けた者が行う技能講習修了者等以外を就業させてはならない旨の定め)又は第七十五条第三項(*都道府県労働局長は、その登録を受けた者が行う教習を修了してから間もない等の資格者につき、免許試験の学科試験や実技試験の〔一部〕を免除できる旨の定め)の規定による登録をしたとき。

二 第七十七条第三項において準用する第四十七条の二(*登録製造時等検査機関が登録簿に記載すべき法第 46 条第 4 項所定の事項のうち、氏名・名称や代表者氏名を変更する場合、厚生労働大臣に届け出るべき旨の定め)又は第四十九条(*登録製造時等検査機関が当該検査を休廃止する場合、予め厚生労働大臣に届け出るべき旨の定め)の規定による届出があつたとき。

三 第七十七条第三項において準用する第五十三条第一項（*登録製造時等検査機関が一定の事由〔所定の欠格事由等〕に該当した場合に、厚生労働大臣が登録取り消し又は一定期間業務停止を命じ得る旨の定め）の規定により登録を取り消し、又は技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

5. 2 趣旨・内容

5. 2. 1 趣旨

法第 112 条の 2 では、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関及び指定試験機関の登録又は指定、業務又は事務の休廃止の許可、指定の取消し等を行った場合にその旨を官報で告示しなければならないことを定めている³¹。

5. 2. 2 内容

厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関の登録をしたときなどには、その旨を官報で告示する³²。また、都道府県労働局長は、登録教習機関の登録をしたときなどには、都道府県労働局の掲示板に掲示することによりその旨を公示する³³。

この規定は、行政機関が行うべき業務を代行する機関の指定や業務の動向を広く一般に周知するために公示することを目的としている³⁴。公示する事項に関しては省令に委ねられており、具体的には登録省令（第 1 条の 11、第 10 条の 3、第 19 条の 2、第 19 条の 12、第 19 条の 38、第 25 条の 3、第 38 条、第 52 条）、検定則（第 15 条）で規定されている³⁵。

6. 第 113 条

6. 1 条文

（経過措置）

第百十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

³¹ 労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））844～846 頁。労働調査会出版局編前掲書（2020 年（令和 2 年））1041～1044 頁。

³² 木村前掲書（2013 年（平成 25 年））381～382 頁。尾添前掲書（2019 年（令和元年））369～371 頁。

³³ 木村前掲書（2013 年（平成 25 年））381～382 頁。尾添前掲書（2019 年（令和元年））369～371 頁。

³⁴ 労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））846 頁。労働調査会出版局編前掲書（2020 年（令和 2 年））1041～1044 頁。

³⁵ 労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））846～847 頁。労働調査会出版局編前掲書（2020 年（令和 2 年））1041～1044 頁。

6. 2 趣旨・内容

6. 2. 1 趣旨

法第 113 条は、労働安全衛生法の規定に基づく命令の制定、改廃に当たり、合理的に必要と判断される範囲内において、罰則に関する経過措置を含む所要の経過措置を定めることができることを規定している³⁶。

6. 2. 2 内容

労働安全衛生法及び同法に基づく政省令の制定、改廃に際しては経過措置が必要となることが多いため、法第 113 条の規定に基づき、施行令、各規則にそれぞれ所要の経過措置が規定されている³⁷。

7. 第 114 条

7. 1 条文

(鉱山に関する特例)

第百十四条 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項（*鉱山の定義を、例外を除き、鉱業を行う事業場だとした定め）及び第四項（*第 2 項但書の範囲は経済産業省令で定める旨の定め）の規定による鉱山における保安（衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。次条第一項において同じ。）については、第二章（*労働災害防止計画に関する定め）中「厚生労働大臣」とあるのは「経済産業大臣」と、「労働政策審議会」とあるのは「中央鉱山保安協議会」とする。

2 鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山に関しては、第三章（*安全衛生管理体制に関する定め）中「総括安全衛生管理者」とあるのは「総括衛生管理者」と、「安全衛生推進者」とあるのは「衛生推進者」とする。

7. 2 趣旨・内容

7. 2. 1 趣旨

法第 114 条では、鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）の規定による鉱山に関し、労働安全衛生法の適用に係る特例について定めている³⁸。

³⁶ 労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））847 頁。労働調査会出版局編前掲書（2020 年（令和 2 年））1044～1045 頁。

³⁷ 労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））847 頁。尾添前掲書（2019 年（令和元年））371 頁。労働調査会出版局編前掲書（2020 年（令和 2 年））1044～1045 頁。

³⁸ 労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））847～848 頁。労働調査会出版局編前掲書（2020 年（令和 2 年））1045～1047 頁。

7. 2. 2 内容

鉱山に関しては鉱山保安法が保安に関する事項を規制しており、次条（法第 115 条）の規定に基づき第 2 章「労働災害防止計画」を除き労働安全衛生法は適用されない。

鉱山保安法には労働災害防止計画と同様の趣旨の規定がないため、労働安全衛生法の規定による労働災害防止計画の策定を行うことになるが、経済産業省が鉱山における保安を一元的に所管している現状に鑑み、鉱山における保安については、労働災害防止計画の策定・変更、公表、関係者に対する必要な勧告・要請に関する責務を経済産業大臣、中央鉱山保安協議会に課している³⁹。

また、鉱山保安法における「保安」には安全に係る事項は原則として含まれるが、衛生に関する通気及び災害時救護を除く労働衛生の事項は労働安全衛生法の適用となるため、総括安全衛生管理者を総括衛生管理者に、安全衛生推進者を衛生推進者と読み替えることとしている⁴⁰。

8. 第 115 条

8. 1 条文

(適用除外)

第百十五条 この法律（第二章の規定を除く。）は、鉱山保安法第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安については、適用しない。

2 この法律は、船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員については、適用しない。

8. 2 趣旨・内容

8. 2. 1 趣旨

法第 115 条では、鉱山及び船員に関し労働安全衛生法の適用に関する特例を定めている⁴¹。

8. 2. 2 内容

鉱山における保安に関しては鉱山保安法により安全確保と必要な規制がなされるため、労働災害防止計画に関する規定を除き、労働安全衛生法は適用されない⁴²。

³⁹ 労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））848 頁。尾添前掲書（2019 年（令和元年））372～374 頁。労働調査会出版局編前掲書（2020 年（令和 2 年））1045～1047 頁。

⁴⁰ 労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））848 頁。尾添前掲書（2019 年（令和元年））372～374 頁。労働調査会出版局編前掲書（2020 年（令和 2 年））1045～1047 頁。

⁴¹ 労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））849 頁。労働調査会出版局編前掲書（2020 年（令和 2 年））1047～1050 頁。

⁴² 労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））849 頁。尾添前掲書（2019 年（令和元年））374 頁。労働調査会出版局編前掲書（2020 年（令和 2 年））1047～1050 頁。

また、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）の適用を受ける船員に関しても、海上労働の特殊性の観点から労働安全衛生法を適用せず、船員法をはじめとする別個の法体系により船員の安全及び衛生を確保することとされている⁴³。

9. 第 115 条の 2

9. 1 条文

(適用除外)

第百十五条の二 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

9. 2 趣旨・内容

本条は、本法制定当初には存在しなかったが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年 7 月 6 日法律第 71 号）により追加された規程である。

一般に、国民に義務を課し、又は国民の権利を制限する事項を命令で規定するためには、法律による委任が必要であり、本法においても、資料 11-29 に示すような方法で、事業者、労働者等に対する義務規定等の具体的内容の多くが政省令へ委任されている（このような命令は「法規命令」と呼ばれる）。その一方で、国民の義務や権利の制限を直接的な内容としない手続的な事項については、一般に、法律の特別な委任がなくても、実施命令（執行命令とも呼ばれる）として、行政機関の命令で定めることができる範囲のものが多い。したがって、本法においても、従来、本条のような規程を設けずに、実施命令を定めていたが、近年、実施命令についてもその根拠を明確にし、命令の形式（政令か省令かなど）を定めておくため法律で明文化される例が多くなっており⁴⁴、本条もその例に倣って追加されたものである。

区分	説明
完結型本条	第 35 条のように、委任がなく各本条中で規定内容が完結しているもの
個別委任型本条	第 13 条のように、構成要件の一部を各条項の中で「厚生労働省令で定める」等と定める方式で命令に委任しているもの
包括委任型本条	第 27 条を介して規定の内容の一部を包括的に命令に委任している第 20 条のような規定

⁴³ 労務行政研究所前掲編著（2021 年（令和 3 年））849 頁。尾添前掲書（2019 年（令和元年））374 頁。労働調査会出版局編前掲書（2020 年（令和 2 年））1047～1050 頁。

⁴⁴ 法制執務研究会編『新訂ワークブック法制執務』（(株)ぎょうせい、2010 年）48-49 頁。

(森山誠也氏の整理⁴⁵)

⁴⁵ 原典は寺西輝泰『改訂版 労働安全衛生法違反の刑事責任—総論—』(日労研, 2004 年〔平成 16 年〕) 第 2 編第 1 章第 2 節の第 1 (216-221 頁)。